

## 【資料解説】録音記録と行政回答の不整合に関する考察

### 一 「不見当（ふけんとう）」の裏に潜む「記録の欠落」と「開示制限」の構造 一

本資料は、個別指導の過程における行政側（県国民健康保険課）の回答と、客観的事実（録音データ）の間に生じている決定的な不整合を証明するものです。

#### 1. 客観的証拠が存在する「発言の事実」

面談の席において記録された、以下のやり取りは誰にも否定できない「確かな事実」です。

私：「当院への個別指導が、悪意のある情報提供（嫌がらせ）によるものではないか」

課長：「しっかり良く、理解されているではないか」

指導の端緒に不透明な意図が含まれていた可能性を強く示唆するこの発言は、録音テープに鮮明に記録されています。

#### 2. 「事実確認不能」の裏に隠された二つの手法

総務課の「事実を確認できなかった」という回答の背景には、以下のいずれか、あるいは両方の手法が働いていると考えられます。

- 「公式な記録がない」ことによる否認（不見当）：

たとえ録音という事実があろうとも、それを「公式な議事録」として組織が受理しない限り、事務手続き上は「不見当（記録が存在しない）」として扱われます。意図的に記録を残さないことで、事実そのものを「なかったこと」にする手法です。

- 組織間の「開示制限」による黙殺：

厚生局や国保連合会といった組織間のやり取りは、高い秘匿性（開示制限）の中に置かれます。今回の回答は、開示制限がかかっていることを盾に、事実の存否すら「確認できない」として曖昧に処理した疑いが濃厚です。

#### 3. ドラマが描く「確かさ」と「不確かさ」の対比

現在、NHKで放送されているドラマ『テミスの不確かな法廷』（2026年1月～3月放送）では、この不条理が鮮明に描かれています。

主人公の安堂裁判官は、自身の特性ゆえに「忖度」や「嘘」が介入する余地のない、ありのままの「確かな事実」だけを直視しようとします。それに対して組織側は、記録を隠し、手続きを盾にして、真実を「不確か（あやふや）」なものに書き換えようと抵抗します。

本件において行政側が、録音という「確かな事実」を無視し、「公式な記録がない（不見当）」あるいは「開示制限がある」という組織の都合を優先させた姿勢は、まさにドラマが撃とうとしている「真実をあやふやにする組織の闇」そのものです。

今回の「失言の否認」は、一連の経過の中で見られた数多くの不整合を示す証拠の一つに過ぎません。